
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示**項目 本日の検討の概要**

これまでの検討

1. 金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示について日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについては、第 122 回金融商品専門委員会（2017 年 11 月 21 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 374 回企業会計基準委員会（2017 年 12 月 5 日開催）より検討を開始し、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）において、金融商品の時価のガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手する旨が確認されている。

また、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、金融商品以外の時価のガイダンス及び開示に関して、基本的に国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しない（ただし、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討は別途行う。）旨が確認されている。

2. さらに、第 126 回専門委員会（2018 年 4 月 23 日開催）及び第 383 回企業会計基準委員会（2018 年 4 月 26 日開催）において、公正価値測定のガイダンス及び開示に関する会計基準等の構成及び基準開発の進め方について、第 127 回専門委員会（2018 年 5 月 15 日開催）及び第 385 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 24 日開催）において、時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の様式、構成及び論点について、並びに 128 回専門委員会（2018 年 6 月 1 日開催）において、金融商品の時価に関する開示について検討を行っている。

なお、第 385 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(3)-5 に、第 128 回専門委員会で聞かれた意見は審議事項(3)-6 に記載している。

本日の検討事項

3. 本日は、金融商品の時価に関する開示の次の論点について、議論を行う。
 - (1) 開示の適用対象企業（審議事項(3)-2）
 - (2) 全般的な開示項目（審議事項(3)-3）
 - (3) レベル 3 を対象とする開示項目（審議事項(3)-4）

なお、第 385 回企業会計基準委員会において、時価に関する開示については、金融商品以外にも仮想通貨を開示の対象として検討することも有り得るのではないかと意見が聞かれているが、本日の検討においては、金融商品のみを開示の対象として検討し、その他の項目を開示の対象とするか否かについては、今後検討する予定である。

以 上